

令和5年度第3回木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

1. 開催日時 令和6年2月1日（木）午後4時から午後4時55分まで

2. 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室A1・A2

3. 出席委員（15名）

（1）被保険者を代表する委員（5名）

志保沢 博央、大和 晃、清水 一太郎、鈴木 博雄、鈴木 眞

（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5名）

本吉 光隆、大日方 研、天野 隆臣、細井 系太郎、富沢 道博

（3）公益を代表する委員（5名）

鈴木 彩子、日向寺 龍児、佐伯 浩一、山田 真司、後藤 紗織

4. 出席職員

渡辺市長

石井市民部長、茅野保険年金課長、石田課長補佐、佐久間係長、高橋副主幹、鈴木主査

5. 議題（すべて公開）

（1）諮問

①令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）について

②令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）について

③木更津市国民健康保険税率改定計画（案）について

（2）答申

（3）協議

① 木更津市国民健康保険保健事業計画（第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等計画）（素案）について

（4）その他

① 今後のスケジュールについて

6. 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員 5人

傍聴人数 0人

令和5年度第3回木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 会議録

佐久間係長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。なお、本日の協議会につきましては、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

協議会の開催に際しまして、渡辺市長から挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆さん、こんにちは。市長の渡辺でございます。

本日は、ご多用のところ、寒くなっておりますが、国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から市政各般にわたり、ご協力いただいておりますことをあらためて感謝申し上げます。

さて、国民健康保険でございますが、広域化によりまして、千葉県が財政運営の責任主体として、国民健康保険の運営に参画して6年が過ぎようとしています。本市では、国民健康保険事業の安定的な財政運営、また効率的な事業運営を図るために、保険給付の適正な実施や保険税の収納率向上に努めるとともに、加入者の健康維持増進事業の推進やジェネリック医薬品の品質・安全性の周知、利用促進などについて取り組んでいるところでございます。

本日は、国がめざしている「県内の保険料水準の統一化」を念頭に置いた今後の保険税率の改定計画を、主な議題とし、「令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）」ほか、2件について諮問を、「木更津市国民健康保険保健事業計画（第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等計画）（素案）」について、協議をさせていただきます。

どうか、十分ご審議くださいますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐久間係長 続きまして、山田会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

山田会長 皆さん、こんにちは。会長を仰せつかっております、山田と申します。協議会の開催にあたりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

本日は、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催しましたところ、委員の皆様には、ご多用にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私の本業は税理士ですが、昨年10月から「インボイス」という制度が始まりまして、この対応に追われているところです。これまでいろいろと続いてきた制度や慣習みたいなものが変わりつつあるなという実感があるところですが、健康保険の分野でも、12月2日に健康保険証の新規発行を終了することが決定されています。

木更津市におかれましては、マイナ保険証への変更、円滑な移行と、その利用促進に向けて、引き続き、被保険者や医療機関への広報・周知に努めていただきたいと存じます。

さて、本日の議題ですが、諮問が3件、そして協議が1件の予定となっております。委員の皆様には慎重な審議をお願いしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐久間係長 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきますと存じます。事前に配付させていただきました資料といたしまして、次第、

令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）、

令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）とその補足説明資料、

木更津市国民健康保険税率改定計画（案）、

木更津市国民健康保険保健事業計画（素案）、

同じく、木更津市国民健康保険保健事業計画概要版（素案）でございます。

そして、本日の配付資料が、席次表と封書にて源泉徴収票をお配りしておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

また、資料に落丁等ございましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願い申し上げます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

佐久間係長 それでは、議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、木更津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、山田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

山田会長、よろしくお願いいたします。

山田会長 ただいま、事務局より説明がありましたとおり、会長が議長ということでありますので、私が議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力のほど、お願いいたします。

本日、欠席委員はいらっしゃいませんが、白駒委員におかれましては、令和6年1月11日付けで辞任の届け出がありましたので、ここでご報告申し上げます。よって、出席者は15名であり、木更津市国民健康保険条例施行規則第8条に規定により、定足数に達しておりますので、会議の開催要件は満たしております。

また、本日の審議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例の規定により、公開となっております。ただし、本日、傍聴希望者はおりませんので、ご報告申し上げます。

佐久間係長 ここで、渡辺市長から山田会長へ諮問書をお渡しします。渡辺市長、山田会長は議長席の前へお進みください。

渡辺市長 諮問書をお渡しします。

諮問書。

次の事項について、ご審議くださるよう諮問します。

1. 令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）について
2. 令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）について
3. 木更津市国民健康保険税率改定計画（案）について

令和6年2月1日、木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司様。
木更津市長渡辺芳邦。

どうぞよろしくお願いいたします。

（渡辺市長から山田会長へ諮問書を交付）

佐久間係長 渡辺市長におかれましては、諮問事項の審議の間、退席いたします。

（渡辺市長 退室）

山田会長 それでは、本日ご審議いただく議題は、ただいま、市長から諮問を受けました「令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）について」、「令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）について」及び「木更津市国民健康保険税率改定計画（案）について」の3件と、協議事項「木更津市国民健康保険保健事業計画（第3期 データヘルス計画及び第4期特定健康診査等計画）（素案）について」の計4件でございます。

はじめに、諮問「令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）」及び「令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）」につきましては、関連がありますので、一括して議題に供し、事務局から説明を求めます。

茅野課長

保険年金課長の茅野と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

はじめに、諮問事項1「令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）」について、ご説明申し上げます。資料「令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）」をご覧ください。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村の役割としましては、資格管理や医療給付の決定、保険税の賦課・徴収、特定健診等の保健事業を担い、市内におけるきめ細やかな事業を担うこととされております。令和6年度につきましても、引き続き、自主財源である保険税の収納率の向上、適正な資格管理、レセプト点検やジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の適正化、特定健康診査等を実施する保健事業、広報啓発事業を重点に置いて取り組むものとします。

それでは、主要事業として掲げた5つの個別事業につきまして、概要をご説明申し上げます。

資料1ページの中段をご覧ください。

事業計画の1つ目が「収納率向上対策事業」でございます。保険税は重要な自主財源であることから、徴収を担当している財務部収税対策室が策定する「市税等徴収対策実施計画」に基づき、文書催告や自動音声催告を実施するとともに、現年度分の収納率向上に向け、現年度課税の優先納付を原則として、新たな滞納を生じることのないよう対策強化に努めてまいります。

また、資格証明書交付世帯に対する文書催告、休日電話催告や休日納税相談等により、滞納額の縮減に努め、また、資格異動や高額療養費、特別療養費、葬祭費等の給付業務の中で、各課と連携した取組を積極的に推進してまいります。

2ページの中段、⑥をご覧ください。

短期保険証及び資格証明書の交付につきましては、これまでと同様の取扱いをいたしますが、12月2日以降は、国が決定した保険証の新規発行の終了に合わせて、短期保険証や資格証明書の発行も終了することから、その後の対応を適切に実施してまいります。なお、現在のところ、短期保険証及び資格証明書の代わりになるものやその事務処理手順等につきましては、国から示されておりません。

事業計画の2つ目が「適用適正化対策事業」でございます。

被保険者資格の適正化は、国民健康保険事業を運用するうえで最も基本的なものであり、保険税の賦課や給付事務にも影響を及ぼすことから、極めて重要な事業でございます。

①の「適用適正化調査の実施」としまして、世帯主が国民健康保険に加入しておらず、その家族が国民健康保険に加入している世帯に対して、社会保険に加入することができないか、対象の世帯に調査を毎年10月に行っております。

3ページをご覧ください。

②の「保険資格重複適用者対策」や③の「保険資格未適用者対策」は、国民健康保険中央会と連携し、オンライン資格確認システムを活用して、国民健康保険と社会保険の保険資格が重複していると思われる者や、退職等したことにより社会保険等の資格を喪失した者に対して、健康保険の異動の手続きを促しております。

4ページをご覧ください。事業計画の3つ目が「医療費適正化対策事業」でございます。レセプト点検事業、医療費通知、ジェネリック医薬品の普及促進、重複服薬者と重複受診者に対する保健指導等を実施し、医療費の適正化を図ります。

①の「レセプト点検事業」については、レセプト請求事務の経験者や医療事務資格修了者等の専門職により、診療内容や資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行い、請求誤り等の過誤調整、不当利得に伴う返還請求、第三者行為に伴う損害賠償請求等を実施しております。

③の「ジェネリック医薬品の普及促進」については、ジェネリック医薬品を使用することで患者負担の軽減や国民健康保険財政の健全化が期待できることから、ジェネリッ

クを使用した場合における患者負担のメリットを示すため、差額通知書を年2回発送しております。

5ページをご覧ください。

⑤の「重複服薬者及び重複受診者に対する保健指導等」については、同一月に同一薬効の医薬品を投与されている重複服薬者と、同一傷病について同一診療科目で複数の医療機関に同一月内に受診する重複受診者を抽出し、指導通知の送付と保健指導を実施しております。

事業計画の4つ目が「保健指導」でございます。今年度中に、令和6年度から11年度までを計画期間とする「木更津市国民健康保険保健事業計画（第3期データヘルス計画）」を策定し、今後、この計画に沿って保健事業を実施してまいります。特定健康診査、特定保健指導をはじめ、医療費が高額となる人工透析患者の減少を目的とした糖尿病腎症と慢性腎臓病の重症化予防や、脳・心血管疾患の重症化予防事業を実施してまいります。

7ページの中段をご覧ください。

事業計画の5つ目が「広報啓発事業」でございます。市民の国民健康保険制度に対する関心を高めるため、市広報紙やインターネットを活用して、各種事業の周知を図ってまいります。

8ページから15ページまでの「事項別実施計画（案）」につきましては、ただいま、ご説明しました計画事業の詳細と実施の時期を記載しております。内容が重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、諮問事項2「令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）」について、ご説明申し上げます。資料「令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）」の1ページをご覧ください。

令和6年度予算額は、歳入、歳出それぞれ、総額120億7,800万円で、今年度と比べて4億6,100万円の減額でございます。詳細につきましては、補足説明資料を用いて説明しますので、「令和6年度国民健康保険特別会計歳入補足説明」をご覧ください。

歳入の内訳につきましては、円グラフのとおりでございます。収入の69%を医療給付費に相当する県支出金が占めており、次いで、被保険者から徴収する国民健康保険税が20%、法令により一般会計からの繰入れが認められている繰入金が10%、諸収入が1%でございます。

続きまして、予算項目別にご説明申し上げます。

はじめに、5款、国民健康保険税は23億9,979万7千円で、前年度より2億6,122万7千円の減額でございます。被保険者数と所得総額が減少傾向にあるため、収入すべき金額を決定する調定額が減少していることが要因になります。令和6年10月から51人以上100人未満の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化され、被用者保険の適用が拡大されることから今後も保険税の減額が続くことが見込まれます。

2ページをご覧ください。

25款、県支出金は、83億5,480万8千円で、前年度より3億2,271万6千円の減額でございます。千葉県から交付される普通交付金が大部分を占め、その他市町村の事情に応じて交付される特別交付金がございます。被保険者が減少傾向にあるため、医療費にあたる保険給付費が前年度より減額を見込んでおり、普通交付金が減額になるものです。

3ページをご覧ください。

40款、繰入金は、国民健康保険事業に係る職員の人件費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰入れが認められている繰入金、財政調整基金からの繰入金等でありまして、予算額12億354万4千円で、前年度より9,261万3千円の増額でございます。増額の理由としましては、保険税の収入不足分を財政調整基金から約1億600万円を繰り入れるものでございます。

50款、諸収入は、保険税の納入が期限に遅れた場合の延滞金、交通事故等加害者が負担すべき医療費に国民健康保険を使用したことに対する賠償金、資格を喪失した後に国民健康保険を使用したことに対する不当利得返還金等でありまして、予算額1億1,984

万7千円で、前年度より3,033万円の増額でございます。

歳入の説明は以上でございます。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。4ページをご覧ください。

歳出の内訳でございますが、円グラフのとおりでございます。支出の69%を医療給付費である保険給付費が占めており、次いで、千葉県に納める国民健康保険事業費納付金が28%、人件費や事務費等の総務費が2%、特定健康診査等を実施する保健事業費が1%でございます。

歳出につきましても、予算項目別にご説明申し上げます。

はじめに、5款、総務費は2億2,785万2千円で、前年度より923万9千円の増額でございます。

5ページをご覧ください。

10款、保険給付費は82億5,512万3千円で、前年度より3億1,761万5千円の減額でございます。被保険者数の減少に伴い、療養給付費が1億8,741万8千円の減額、医療費の自己負担額が高額になったときに、限度額を超えた分を支給する高額療養費が1億2,000万円の減額等によるものでございます。

14款、国民健康保険事業費納付金は33億9,584万2千円で、前年度より1億4,903万4千円の減額でございます。この納付金は、国民健康保険の広域化により開始した千葉県への納付金でございます。

6ページをご覧ください。

25款、保健事業費は、特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等の被保険者の衛生、保健等の向上を図る事業の費用でありまして、予算額は1億7,128万1千円で、前年度より358万6千円の減額でございます。保健事業に係る会計年度職員人件費が114万7千円の増額、短期人間ドック助成事業費が85万5千円の増額、特定健康診査等事業費が493万8千円の減額によるものでございます。なお、特定健康診査の対象者は40歳から74歳までの被保険者であるため、団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行するなどの理由により、対象者が減少するものと見込んでいます。

諮問事項1及び2の説明は、以上でございます。

山田会長

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、ご質問、ご意見など、ございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

山田会長

それでは、無いようですので、質疑終局と認め、皆様にお諮りいたします。

「令和6年度木更津市国民健康保険事業計画(案)」及び「令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算(案)」を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

山田会長

全員賛成でございます。従いまして、「令和6年度木更津市国民健康保険事業計画(案)」及び「令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算(案)」につきましては、原案どおり承認することといたします。

続きまして、諮問をいただきました「木更津市国民健康保険税率改定計画(案)」を議題に供します。事務局から説明を求めます。

佐久間係長

保険年金課の佐久間と申します。

私から、諮問事項3「木更津市国民健康保険税率改定計画(案)」について、ご説明申し上げます。お手元の資料「木更津市国民健康保険税率改定計画(案)」、こちらの資料をご準備お願いいたします。

着座にて説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度でございます。そのため、年齢構成が高く、無職者や非正規雇用労働者等の低所得の加入者が多いことから、所得に占める保険税の負担が重く、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれていました。

このような状況を踏まえ、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うとともに、市町村は引き続き、資格管理や保険給付の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を担うこととなりました。

都道府県が国民健康保険運営を担うことにより、保険給付に必要な費用の全額を都道府県から交付されることとなり、財政運営の安定化が図られましたが、保険税率は市町村ごとに異なる状況が続いています。こうしたなか、国は「市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的に都道府県内の保険税水準の『完全統一』を目指すことが望ましい。」としました。

この計画を策定する目的につきましては、本市の国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、保険税水準の統一化を進めるために策定するものとし、計画期間は令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とします。

また、この計画は、この後にご説明申し上げます、千葉県が「市町村標準保険税率」を改定したときに見直すものとし、この運営協議会と情報共有を図るものとし、

2ページをご覧ください。

本市の国民健康保険の現状につきまして、ご説明申し上げます。

項目1、被保険者数は、図表1のとおり、平成20年度から開始した後期高齢者医療保険制度が開始して以降、年々減少しています。

項目2、財政収支等の状況は、平成30年度から都道府県が国民健康保険運営を担うことにより、保険給付に要する費用を都道府県が各市町村に支払うこととなったことから、保険給付の急増による財政運営上のリスクが大幅に解消されました。

3ページをご覧ください。

項目3、保険税の賦課方法は、図表3のとおり、本市、君津市、袖ヶ浦市が所得割・均等割・平等割の3方式を採用し、富津市が所得割・均等割の2方式を採用しています。

項目4、本市保険税の収納率は、図表4のとおり、県内市町村平均収納率を大きく下回っていましたが、年々収納率が上昇してきており、現在は、県内市町村平均収納率に迫るようになっていきます。

4ページをご覧ください。

項目5、一人当たりの医療費は、医療の高度化や高齢化の進展等により増加傾向になっており、千葉県平均とは同水準、全国平均より低い水準で推移しています。

5ページをご覧ください。

第3、保険税率の決め方につきまして、ご説明申し上げます。

項目1、被保険者数等の見通しのうち、①の将来推計人口は、図表6のとおり、総人口は横ばいで推移するものの、未成年人口が減少し、75歳以上の後期高齢者人口が増加する見込みとなっています。

②の被保険者数の見通しは、6ページの図表7をご覧ください。近年の被保険者数の動向や将来推計人口を参考に推計したところ、計画期間の最終年度である令和11年度の被保険者数は約21,000人を見込んでおり、5年度と比較して3,300人減少する見通しとなっています。

③の医療費の見通しは、本市では推計していないため、千葉県が昨年12月に公表した「第2期千葉県国民健康保険運営方針(案)」によると、1人当たりの医療費は、令和6年度の35万7,691円から11年度には38万1,620円と、2万3,929円増加する見込みであり、医療費総額は、6年度の4,322億円から11年度の4,394億円と、72億円の増加が見込まれています。先ほどご説明しました医療費の推移で、本市と千葉県が同水

準であることから、本市も将来、被保険者は減るものの、1人当たりの医療費が増加することで、医療費総額は増額するものと考えております。

8ページの下段、項目5をご覧ください。

本市における保険税率の今後のあり方につきましては、国の動向として、都道府県内では保険税水準が同一になるという「保険税水準の完全統一化」を目標とし、都道府県が策定する令和6年度から11年度までの「都道府県国民健康保険基本方針」にも保険税の統一化を明記することになりました。国民健康保険制度の広域化前は、市町村ごとに国民健康保険特別会計の「歳入」と「歳出」の予算をたて、必要な金額を集めることができるよう保険税率を決定していました。しかし、広域化後は、都道府県が推計した医療費見込、所得水準、被保険者数を基に「国民健康保険事業費等納付金」が定められ、市町村は都道府県にその納付金を納付するようになりました。

9ページをご覧ください。

市町村は、千葉県が決定した納付金を集めることができるよう「市町村標準保険税率」が定められています。令和12年度以降の対象期間にかかる千葉県国民健康保険運営方針において、保険税水準の統一化が盛り込まれた場合、統一保険税率の目安としては、千葉県が毎年策定し、公表している「市町村標準保険税率」が考えられます。そこで、税率の変動が急激なものとならないよう、本市では、11年度までに標準保険税率に近い水準の税率とすることを目標とします。

図表12をご覧ください。標準保険税率は、平成30年度から令和5年度までは、医療分につきましては本市よりも税率が低く、支援金分と介護分につきましては、本市よりも税率が高い状況でした。そのため、医療分の保険税で、支援金分と介護分の保険税を賄っていた状況でした。

10ページの図表13をご覧ください。

令和6年度において標準保険税率が著しく上昇していることから、段階的に保険税率を上げていくこととし、11年度に標準保険税率と一致させるため、標準保険税率との差を毎年度解消させていくよう改定していきます。そのため、6年度につきましては、目標の最終年度である11年度までに6年間ございますので、千葉県が策定する標準保険税率との差をそれぞれ6分の1近づけるように税率を改定してまいります。

なお、標準保険税率は毎年見直しが行われるため、その見直しを加味したうえで残りの年度で割って求めてまいります。

仮に、令和7年度の市町村標準保険税率が、医療分として、所得割率8.6%、均等割額20,000円、平等割額24,000円、支援金分として、所得割率3.0%、均等割額16,000円、介護分として、所得割率2.4%、均等割額18,000円と改定された場合には、11ページの図表14のとおり改定計画を見直してまいります。目標の最終年度である11年度までに5年間ありますので、千葉県が策定する標準保険税率との差をそれぞれ5分の1近づけるように税率を改定してまいります。

次に、財政調整基金の取扱いにつきまして、ご説明申し上げます。12ページをご覧ください。

財政調整基金は、国民健康保険事業の健全な発展に資するため、「木更津市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」により設置が定められています。

広域化前は、木更津市のみで国民健康保険特別会計を賄っており、単年度収支が黒字になることは稀でございました。そのため、医療費が見込みを上回った場合、歳出に対する歳入が不足することとなり、一般会計から法定外の繰入れをしていました。

広域化後は、医療費の全額は千葉県から普通交付金として交付されることとなりましたので、赤字になる最大要因はなくなり、保険税の収納率も年々上昇していることから、令和元年度以降は黒字になっており、歳入と歳出の差額である決算剰余金を基金に積み立てていました。

図表15をご覧ください。基金残高は、現在約7億7千万円でございますが、今年度の3月補正予算で約3億円の取り崩しをし、令和6年度当初予算では保険税率の急激な

上昇を抑えるため、約3億4千万円を取り崩す予算としております。

13ページをご覧ください。

今後の財政調整基金の考え方でございますが、基金を取り崩して保険税を下げた場合、翌年以降に充当する基金がなければ保険税は上がることになりますので、急激な変動があった場合、被保険者は納税の予定が立てられず、保険者である市としても安定した税収が見込めないことになります。そのため、保険税額が急激に増額しないよう、緩和するための調整弁として一定の金額は基金を確保する必要があると考えます。

国民健康保険特別会計の歳出のうち、2割を現年度分の保険税で賄っていますので、金額が大きい歳出の2割を基金として確保することで、調整ははかられるものと考えます。

また、歳出のうち、7割は保険給付を占めていますが、保険給付は千葉県からの交付金で賄うことになりますので、次に大きな歳出である「国民健康保険事業費等納付金」に留意することとします。本市が、千葉県に支払う納付金は年度平均で約35億円であり、その2割分は約7億円となります。そのため、原則として、基金残高が7億円を上回る場合には、その金額を保険税で賄うべき収入に充当し、保険税率を決定するものとしてします。

令和6年度以降は県内保険税率の統一化に向けて、この改定計画で示した保険税率を設定することとしますが、5年度と比較すると急激に標準保険税率が上昇したため、改定計画で示した保険税率を設定しつつ、基金を充当することで納める保険税額が急激に増額しないよう配慮してまいります。

今後は、被保険者数の減少に伴い、8年度までは医療費総額は減額となる見込みですが、過去の推計を基に千葉県が決定する納付金に反映されるまでは一定の時間を要することになります。基金を使いきった場合には、保険税率の設定を前倒しすることで、必要な保険税収入額に不足が生じないよう保険税率を設定することとします。

最後でございますが、今後は、この改定計画に沿って保険税率を設定することとしますが、令和6年度の保険税率につきましては、5月中旬に開催を予定している運営協議会において、5年度の決算を勘案した税率案をお諮りして、決定してまいります。

諮問事項3の説明は、以上でございます。

山田会長 事務局からの説明が終わりましたので、ご質問、ご意見など、ございましたらお願いしたいと存じます。

(質問・意見なし)

山田会長 それでは、こちらもないようでございますので、質疑終局と認め、皆様にお諮りいたします。

「木更津市国民健康保険税率改定計画(案)」を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

山田会長 挙手、全員であります。従いまして、「木更津市国民健康保険税率改定計画(案)」につきましては、原案どおり承認することといたします。

以上で、諮問事項の審議は終わりました。ここで市長に答申するため、答申書の案を作成いたしますので、この間、暫時休憩といたします。

(答申書(案)を作成)

山田会長 それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。休憩中に、事務局から答申書の案をお配りしましたので、事務局に朗読させます。

石井部長

朗読いたします。

答申書。

令和6年2月1日付けをもって諮問のありました

1. 令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）について
2. 令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）について
3. 木更津市国民健康保険税率改定計画（案）について

原案どおり承認することを答申します。

令和6年2月1日、木更津市長渡辺芳邦様。

木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司。

以上でございます。

山田会長

ありがとうございました。お諮りいたします。お配りしました答申書の案で、市長に答申したいと存じますが、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

山田会長

挙手、全員であります。それでは、この案で市長に答申いたします。答申書の作成の間、再び休憩といたします。

（答申書を作成・市長入室）

佐久間係長

お待たせいたしました。答申書ができあがりましたので、山田会長、渡辺市長、議長席の前までお願いいたします。

山田会長

答申書。

令和6年2月1日付けをもって諮問のありました

1. 令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）について
2. 令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）について
3. 木更津市国民健康保険税率改定計画（案）について

原案どおり承認することを答申します。

令和6年2月1日、木更津市長渡辺芳邦様。

木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司。

（山田会長から渡辺市長へ答申書を交付）

渡辺市長

本日、諮問させていただきました、「令和6年度木更津市国民健康保険事業計画（案）」、「令和6年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）」及び「木更津市国民健康保険税率改定計画（案）」につきまして、慎重なるご審議の結果、原案どおりご承認いただきまして、ありがとうございました。

本日の答申を踏まえまして、令和6年度の国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいり所存でございますので、今後とも委員各位のお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

佐久間係長

渡辺市長におかれましては、ここで退席となります。

（渡辺市長 退室）

山田会長

それでは、審議を続けてまいります。次は協議事項になりますが、「木更津市国民健康

保険保健事業計画（第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等計画）（素案）」を議題に供します。事務局から説明を求めます。

茅野課長

はい。木更津市国民健康保険保健事業計画（第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画）についてご説明いたします。お配りした計画本編はページ数が多くなっておりますので、概要版でご説明いたします。概要版1ページをご覧ください。

はじめに、計画策定の基本事項でございますが、保健事業計画は、国においてすべての保険者に策定が求められており、第2期計画が今年度をもって計画期間が終了となることから、計画期間を令和6年度から11年度までの6年間とする第3期計画を策定するものです。

被保険者の健康保持増進を目的として、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、国保データベースシステムを活用して、データ分析を行い、木更津市の健康課題を抽出し、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組み、健康寿命の延伸、医療費適正化をめざします。国保データベースシステムとは、国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者の受診記録や健康診査の結果などが取り込まれているシステムのことでございます。

次に、関係機関・関係団体との連携でございますが、本計画は、保険年金課が主体となり、関係課、関係機関、関係団体と連携をし、情報共有を図り、取り組んでまいります。

2ページをご覧ください。

木更津市の地域医療でございますが、病院数、診療所数、病床割合、医師割合のすべてにおいて、県よりも高く、医療体制に恵まれています。また、外来割合が高く、入院割合が低いため、外来による疾病管理により、入院が必要な疾病を予防している傾向にあります。

次に、平均寿命と健康寿命でございますが、平成28年度と令和4年度を比較しますと、女性の平均寿命は若干短縮しましたが、男女とも要介護期間が短縮し、健康寿命は延伸しました。

3ページ下段をご覧ください。

木更津市の疾病別医療費を高い順に見ると、外来では腎不全、糖尿病、高血圧となっており、入院では癌、心疾患、神経疾患となっています。

次に、4ページの生活習慣病総医療費の状況でございますが、取り組みの結果、平成30年度の51.7億円から令和4年度は48.7億円となり、3億円減少しました。

次に、人工透析の状況でございますが、総医療費は、平成30年度の4.49億円から令和4年度は5.65億円と1.16億円増加しました。なお、新規透析患者は毎年30人程度発生しています。

5ページをご覧ください。

特定健康診査・特定保健指導でございますが、実施率はそれぞれ県内16位、15位と比較的上位となっています。

6ページをご覧ください。

今年度終了する第2期計画の評価でございますが、第2期計画では記載の3点が課題でありました。課題1につきましては、未受診者への訪問や勧奨通知を送付するなど取り組みましたが、受診率向上に至りませんでした。課題2につきましては、それぞれの患者数が減少し、目標は概ね達成されました。課題3につきましては、管内4市は県下でも糖尿病と人工透析の患者が多い地域であったため、管内行政と医師会、専門医で「慢性腎臓病予防連携委員会」を設立し、地域医療との連携を推進してきました。その結果、糖尿病合併症の認識が高まり、早期治療者が増加しました。

7ページをご覧ください。

第3期計画では、健康寿命の延伸と国民健康保険の医療費適正化をめざし、中長期及び短期の取り組みを定め、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に努めるなど記載の保健事業を実施してまいります。

説明は以上でございます。

山田会長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたので、この件につきましてもご質問、ご意見など、ございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

山田会長 こちらは協議事項となっておりますので、採決はいたしません。
以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。

佐久間係長 山田会長、ありがとうございました。
事務局から「その他」としまして、連絡事項を申し上げます。令和6年度の協議会のスケジュールについて、ご説明申し上げます。

令和6年度の協議会は、3回を予定しております。5月中旬に第1回協議会の開催を予定しております。議題につきましては、1点目が、本日、答申をいただきました国民健康保険税率改定計画に沿って決定する「国民健康保険税の税率について」、2点目が税率の変更に伴う「国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、この2点をご審議をいただく予定でございます。第2回協議会は、8月上旬に開催を予定しております。議題につきましては、令和5年度国民健康保険事業実績報告、及び令和5年度国民健康保険特別会計決算の2項目につきまして、ご報告する予定でございます。第3回協議会は、令和7年2月上旬の開催を予定しております。議題につきましては、令和7年度国民健康保険事業計画(案)、令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)及び千葉県が決定する市町村標準保険税率に伴いまして、令和7年度以降の保険税率の改定について、ご審議いただく予定でございます。なお、その他審議案件がございましたら、臨時の協議会開催をお願いしてまいります。ご協力のほど、お願い申し上げます。

また、千葉県国民健康保険団体連合会君津支部主催の国民健康保険運営協議会委員の研修会がございます。開催時期、研修内容は決まり次第、委員の皆様へご連絡いたします。なお、研修内容につきましては、これから決めてまいりますので、テーマや研修内容に、ご希望、ご要望がございましたら、保険年金課佐久間まで、お電話、電子メールにてご連絡をお待ちしております。

以上でございます。この件につきましてご質問ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

佐久間係長 ないようですので、以上をもちまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後4時55分閉会

令和6年2月1日

議事録署名人

国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長

山田 真司